

(電子メール施行)
高第 1576 号
令和 4 年 9 月 1 日

各高齢者福祉施設の管理者 様
各介護サービス事業所の管理者 様

兵庫県福祉部高齢政策課長

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症対策の 徹底について(通知)

平素は、本県の高齢者福祉行政の推進及び感染症防止対策に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本県の新型コロナウイルスの新規感染者数は依然高止まりの状況にあり、高齢者施設等でも多くのクラスターが発生しています。

こうした状況を踏まえ、本県は 8 月 30 日、県新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、気を緩めることなく、基本的な感染対策の徹底等を通じ、医療ひっ迫の回避や保健所の負担軽減に向けた取組への協力をお願いしているところです。

については、各施設等においても、下記の点にご留意の上、対策の強化に迅速に取り組んでいただきますようお願いいたします。

記

1 感染者発生時の対応等

(1) 施設等を対象とした研修会

- 高齢者施設等での感染拡大防止には、初動対応が特に重要です。このため、8 月 26 日、本県において、高齢者施設等の管理者、看護の責任者、配置医師、協力医療機関の医師を対象とした研修会を開催しました。
- 研修の内容については、9 月 12 日までの間、再配信を行っておりますので、未受講の高齢者施設等は、すみやかに受講してください。
※対象となる施設等には、再配信の案内を 8 月 26 日付けで送付済
- 受講した施設等にあっては、この研修の内容を踏まえ、施設管理者や看護専門職、配置医師や協力医療機関が連携を図り、感染者が発生した際の初期対応等について、平時から話し合いを行うようお願いいたします。

(2) その他の感染予防対策に関する資料

- 感染者発生時における初動体制構築（感染管理認定看護師等の派遣）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/hpkeisaiyou.pdf>



- 感染発生施設等で共通して見られた指摘事項への対応等
(普段は見落とされがちだが気を付けるべき内容や必要な取組等)

- 動画

兵庫県看護協作成動画「高齢者施設職員のための新型コロナウイルス感染対策」

<https://hyogo-ch.jp/video/1389/>



- ポスター

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka02>

※リンク先県 HP「新型コロナウイルス感染症感染予防ポスターをご活用ください。」を参照



- 「チェックリスト」

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/betsuten4.pdf>



- 「感染対策の手引き」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/000814179.pdf>



- 効果的な換気(2方向の窓開けや気流を阻害しないパーティションの配置等)

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/ful/taisakusuisin/bunkakai/dai17/kanki_teigen.pdf



- 感染症対策に必要な衛生資材(ガウン、N95 マスク、キャップ、フェイスシールドなど)は、利用者の陽性が判明した時点から直ちに必要となるので、日頃から、一定数の備蓄を行っていただきますようお願いします。

2 新型コロナウイルスの治療薬への対応

- 新型コロナの治療薬のうち、経口治療薬(「モルヌピラビル」(販売名:ラゲブリオ)、
「ニルマトレルビル・リトナビル」(販売名:パキロビッドパック))の配分は、「登録センター」に登録した医療機関に限り行われます。

- これら経口治療薬は、オミクロン株においても感染者に対する治療に有効なものですが、県が行った各施設等の配置医師等の状況に関する調査によると、経口治療薬の使用登録を受けている配置医師等がいる施設は、全施設の 38.5 パーセントに止まっています。

- 国においても、国事務連絡により、高齢者施設等においては治療薬の早期投与がポイントの一つとなることを踏まえ、必要な対応を要請しているところです。

- 施設等の利用者で感染者が発生した際に速やかにこれらの治療薬を活用できるよう、配置医師や協力医療機関が治療薬の対応医療機関として登録しているかを確認いただき、未登録の場合は積極的に登録を行っていただくよう重ねて依頼をお願いします。

【参考】国事務連絡(高齢者施設等における経口抗ウイルス薬の活用方法について)
<https://www.mhlw.go.jp/content/000973980.pdf>



【参考】県 HP(新型コロナウイルス感染症の経口抗ウイルス薬(飲み薬)について)
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/tiryoyaku.html>



3 高齢者施設等での検査

- 入所系・通所系・訪問系の高齢者施設・事業所(政令市・中核市所在分を除く。)を対象に、申請に応じて抗原検査キットを配布し、従事者の方に対する定期的な検査を実施いただいています。
- 各施設・事業所の管理者の方には、従事者の早期感染発見による感染拡大防止のため、積極的に検査を行っていただくよう、改めてお願いします。
- なお、これらの検査により陽性の結果となった場合には、高齢者施設等のクラスターを防止する観点から、必ず医療機関を受診いただくよう、改めて要請します。

【参考】県 HP(「高齢者施設の従事者に対する新型コロナウイルス感染症病原体検査の実施について」)
<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/shisetsukensa2.html>



4 保健所・医療機関に対する検査証明を控えること

- 医療機関や保健所は、重症・中等度患者や重症化リスクが高い方などの対応業務を中心にを行っています。保健所等の業務をひっ迫させず、医療が必要な方に迅速・適切に対応することができるよう、職員の欠勤、家族の面会、利用者外出・外泊等の際に保健所等が作成する療養証明書、り患証明書、陰性証明書等の提出を求めないよう、要請します。

5 退院患者の介護施設における適切な受入れについて

- 入院対応医療機関で回復した高齢者を介護老人保健施設において受入れる場合、退院と施設での受入を円滑に行うための支援相談窓口を設置しています。
- 介護老人保健施設に限らず、施設系及び居住系サービス事業所において、退院基準を満たし退院した者について、新型コロナウイルス感染症の疑いがあるとして入所を断ることは、受入れを拒否する正当な理由には当たりません。退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受入れを行うようお願いいたします。
- なお、退院基準を満たし退院した者を連続して10日以上受入れた場合、受入に関する支援金(1名受入あたり10万円)を申請することが可能です。

【参考】県高齢政策課長通知

(退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について)

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/documents/20220627tuuti.pdf>



【参考】県 HP 兵庫県ホームページ（「3 新型コロナウイルス感染防止等に向け様々な施策についてのご案内（衛生資材・応援・補助金関係）」の(6)）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/0uenhaken.html#ka04>



本県の対処方針（新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針）

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk03/taisho/coronataishohoushin0413.html>



高齢政策課介護基盤整備班(高年施設担当)
e-mail : koreiseisaku@pref.hyogo.lg.jp

気を緩めず感染対策を徹底し、第7波の拡大を抑え込みましょう！

新型コロナの新規感染者数は、依然高止まりの状況にあり、医療現場は大変厳しい状況が続いています。新学期が始まる中、第7波の拡大を抑えるため、気を緩めることなく、基本的な感染対策の徹底、積極的なワクチン接種、医療逼迫の回避や保健所の負担軽減に向けた取り組みにご協力をお願いします。

1 基本的な感染対策の徹底を

- ・ 3密の回避、適切なマスク着用、手洗いや手指消毒、効果的な換気など、**基本的な感染対策の徹底の継続**をお願いします。特に職場や学校・クラブ活動などでは、休憩や食事の際のマスクなしの会話は控えてください。また、エアコンを使用する場合でも、継続的な換気をお願いします。
- ・ 発熱だけでなく、咳やのどの痛みなど、少しでも体調に異変があれば、通勤・通学等を控えてください。企業や学校等においては、休みやすい環境の整備をお願いします。
- ・ 感染などのもしもの場合に備えて、療養期間となる10日間程度の**食料品や日用品、常備薬等の備蓄**をお願いします。

2 ワクチンの積極的な接種を

- ・ 若い人が感染した場合でも、**重症化や後遺症のリスク**があります。自身や大切な方を守るためにも、早めに3回目接種を受けましょう。
- ・ **高齢者や基礎疾患を有する方**は、感染した場合に**重症化しやすい**ことから、3回目接種から5ヶ月経過後、**早期に4回目接種**をお願いします。

3 医療逼迫回避や保健所の負担軽減に向けた取り組みにご協力を

- ・ 県では、自主療養制度の導入や、医療機関における発生届の届出項目を大幅に限定するなど、医療逼迫の回避等に向けた取り組みを進めています。企業等においても、通勤の再開等に際して、**陰性確認のための検査や各種証明書の提出を求めない**ようご協力をお願いします。
- ・ 軽症の希望者には、抗原検査キットを配布しています。自己検査等で陽性となった場合には、**自主療養登録センターへの登録**をお願いします。